

平成18年7月28日

各位

会社名 株式会社アトム
代表者名 代表取締役社長 植田 剛史
(コード番号 7412 東証・名証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 野原 滋公
(連絡先電話番号 052-249-5225)

吸収合併に伴って割当交付する新株予約権に関するお知らせ

本日別途公表致しました「吸収合併契約書締結に関するお知らせ」に記載の通り、当社は、吸収合併の効力発生日において、被合併会社である株式会社がんこ炎(以下、「がんこ炎」という)の新株予約権者に対して当社の新株予約権を割当交付致します。

当該新株予約権の概要につきましては、上記「吸収合併契約書締結に関するお知らせ」に記載しておりますが、詳細について下記の通りお知らせ致します。

記

がんこ炎の新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

1. 本新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数(以下「目的株式数」という。)は、当初750株とする。
 - (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の割合}$$
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額(以下「出資価額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は134円とする。ただし、いかなる場合においても、出資価額は当初出資価額を上回らない。
 - (2) 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$
3. 本新株予約権を行使することができる期間
平成18年10月1日から平成20年9月30日までとする。ただし、当社は、必要な範囲で、一定の期間、行使を制限することができる。
4. 本新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員である

ことを要する。ただし、当社の規定による退任、定年退職等によりかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。

- (2) 本新株予約権に対しては、新株予約権者ががんこ炎との間で締結した新株予約権割当契約が適用される。

5. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

7. 本新株予約権の取得

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 本新株予約権者が第4項に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

8. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

10. 合併等における新株予約権の交付

- (1) 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。

- (2) 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

- (a) 交付される新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社等の株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

承継目的 株式数	=	合併等の効力発生 直前における目的 株式数	×	合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）
-------------	---	-----------------------------	---	---

- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

11. 細目事項

本新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以上